

住民監査請求に係る監査結果

(区議会議員選挙における選挙運動用葉書

郵便料の支出に係る住民監査請求)

令和2年1月

荒川区監査委員

第1 請求

本件請求に係る請求人、請求があった日及び内容は、以下のとおりである。

1 請求人

住所 荒川区
氏名 X 氏

2 請求があった日

令和元年11月29日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、おおむね次のとおりである。

(1) 主張事実の要旨

ア 平成31年4月21日に執行された区議会議員選挙において、立候補者41名分の選挙運動用葉書郵便料として、4,406,216円の公費が支出されている。

イ しかし、日本郵政株式会社は、個々の選挙葉書枚数を各人別に書き、その集計をするなどの正規の請求書ではない、合計票のみで区に郵便料を請求し、区はこれに応じている。

ウ こうした明細のない合計票のみでの支出は、詐欺的な行為となると考える。

エ したがって、区長は、支出費用の総額を区に返還すべきである。

(2) 措置要求

平成31年4月21日執行の区議会議員選挙における選挙運動用葉書郵便料4,406,216円を区長は、区に返還するよう、監査委員は区長に勧告すること。

4 請求書の補正

令和元年12月23日請求書の一部補正があった。

第2 監査委員の除斥

本件請求において、並木一元委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第3 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和2年1月6日付でこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張事実のとおり示した事項のうち、平成31年4月21日執行の荒川区議会議員選挙における選挙運動用葉書郵便料に該当する4,406,216円の支出の違法・不当の有無を対象とした。

2 監査対象部局

選挙管理委員会事務局を監査対象とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月14日、陳述の機会を設けた。

なお、請求人から本請求に直接関係した新たな証拠の提出はなかった。

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 結論は、要するに例えば、Aさん、Bさん、Cさん、何枚葉書でいくらですかと、その明細書が欲しいだけである。
- (2) それがあつて、合計は約450万円とわかっていますが、その明細書を必ず監査委員の先生の御尽力で何とか出してほしい。それだけで終わりです。

4 関係職員等の調査

法第199条第8項の規定により、令和2年1月14日選挙管理委員会事務局長に対し、事情聴取を行った。選挙管理委員会事務局長の発言の主な内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条第1項第6号により、区議会議員選挙の場合、候補者1人について2,000枚、選挙運動のために葉書を郵送により頒布できることとなっている。同条第5項では、葉書は無料とし、日本郵政株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならないとしている。また、公職選挙法第264条第1項第1号で、区議会議員選挙にお

ける選挙運動用葉書の費用は、当該自治体が負担する旨を規定している。

- (2) 葉書を出す手順は、おおむね次のとおりである。
 - ①候補者には、区議会議員選挙の候補者であって、選挙運動用葉書を使用できる者であることを証明する候補者用通常葉書使用証明書と1枚につき200通の葉書を出すことができる選挙運動用通常葉書差出票10枚つづりを配付する。
 - ②立候補者は、葉書、使用証明書、差出票を持って、取扱郵便局に行き、使用証明書を郵便局に提示し、差し出す通数分の差出票を郵便局に提出する。

差出票は1枚につき200通の葉書を差し出すことができる。差出通数が200枚未満の時は、差出票は持ち帰り、再度、葉書を出す際に使用する。合計枚数が200枚に達するまで使用することができる。
- (3) 今事案における請求人の主張は、郵便局からの請求書に請求内訳明細書が添付されていないため、根拠となる資料もないまま、相手からの主張どおりの金額で支払っているのかといった内容である。
- (4) 合計の枚数のみで、「誰が○枚差し出したから合計で△枚となったので、□□円を請求する」といった確認が取れないまま、公金を支出しているのは問題だという指摘である。
- (5) 郵便局の方に請求内訳明細書を出せない法的根拠を確認したところ、郵便法（昭和22年法律第165号）第8条にある信書の秘密という事項に該当するからであり、同条第1項の「日本郵便株式会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない」という規定に抵触するからだということであった。
- (6) 同項における「信書の秘密」とは、信書の内容のみならず、差出人及び受取人の氏名、住所等、信書に関する一切の事項を含む、とする昭和41年2月26日付の大阪高裁の判決（高等裁判所刑事判例集19巻1号58頁）もある。
- (7) 現在、例えば、「郵便法第8条の規定により、信書の秘密を侵害す

る恐れがあることから、選挙運動用葉書に係る請求書といえども請求内訳明細書を添付することはできない」といった内容の文書を郵便局からもらい、これを支出の書類に添付しておくことを検討している。

- (8) また、令和2年1月7日付31荒選第1324号で、日本郵政株式会社荒川郵便局長宛て、平成31年4月21日執行荒川区議会議員選挙における選挙運動用葉書取扱枚数内訳の提出について依頼済みであるが、令和2年1月30日現在、内訳は届いていない。
- (9) さらに、今後の対応として、各候補者から、立候補届出時に配付する「候補者用通常葉書使用証明書」の写しを入手し、差出枚数を確認することを検討中である。

第5 監査の結果と判断

1 監査の結果

本件請求については、合議により、次のように決定した。

請求人の主張については、理由がないものと認めこれを棄却する。

2 事実関係の確認

- (1) 選挙運動用葉書郵便料の支出根拠について
公職選挙法第142条第1項第6号により、区議会議員選挙においては、候補者一人につき、2,000枚の葉書を郵送により頒布できることとされている。
同条第5項では、葉書は無料とし、日本郵便株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならないとされている。
また、公職選挙法第264条第1項第1号で、区議会議員選挙における選挙運動用葉書の費用は、当該自治体が負担する、とされている。
荒川区では、荒川区会計事務規則（昭和39年3月31日荒川区規則第6号）第49条に支出命令書発行要件が、同規則第53条に請求書又は支払額調書の内訳等が規定されているが、請求内訳明細書に関する詳細な規定はない。
- (2) 本件請求対象となる平成31年4月21日執行荒川区議会議員選挙における選挙運動用葉書郵便料に係る一連の手続について

令和元年5月7日荒川区議会議員選挙における選挙運動用通常葉書に係る公費負担の支出について、郵便料支出金額4,406,216円(@62×71,068枚)の決定を選挙管理委員会事務局長が行った。

令和元年5月8日荒川区議会議員選挙における選挙運動用通常葉書に係る公費負担の支出について、郵便料支出金額4,406,216円(@62×71,068枚)の支出負担行為兼支出命令書の決定を選挙管理委員会事務局長が行った。

令和元年5月10日荒川区議会議員選挙における選挙運動用通常葉書に係る公費負担の支出について、郵便料支出金額4,406,216円(@62×71,068枚)の振込が完了した。

3 監査対象部局の説明

(1) 選挙運動用葉書郵便料に請求内訳がないことについて

郵便局は民営化される平成19年度まで公的機関だったこともあり、これまでのやり方を踏襲して支出していたため、請求内容の確認が十分でなかった点は否めない。故に、今回の指摘を踏まえ、改めて郵便局側に請求内訳明細書の提出を口頭により求めたところ、郵便法に規定する信書の秘密を根拠として、提出はできないということであった。

(2) 請求内訳の確認について

候補者一人当たり2,000枚を超えて選挙運動用葉書を使用することは制度面かつ運用面からできないものの、請求内容を精査することは必要であるという認識はもっている。したがって、郵便局から請求内訳明細書が入手できないならば、各候補者に選挙運動用葉書の使用実績を確認するなど、何らかの方策を検討していきたい。

4 判断及び理由

本件請求の主訴である請求内訳明細書のない郵便料の請求に疑問を感じている請求人の考えは理解できる。しかしながら、今回の事案は、相手方が郵便法に基づいて請求内訳明細書が提出できないとする特殊な事情が存在するのも事実である。

また、荒川区会計事務規則においても請求内訳明細書のない請求を不適法と明確に規定していない点なども併せて考えれば、今回の支出行為が、違法・不当であるとまでは認められない。よって、平成31年4月21日

執行の区議会議員選挙における選挙運動用葉書郵便料4,406,216円を区長は、区に返還する必要はないものと判断する。

一方、公費の使われ方は、適正であるか否かを慎重に検討するとともに、区民にわかりやすく、丁寧を示されるべきことはいうまでもない。そういう意味からも、区政への不信につながらないように、請求金額の精緻な確認行為に日々努められたい。

本件に関しては、すでに所管である選挙管理委員会においても今後の対応策を検討中のようなのであるが、郵便局側から請求内訳明細書を入手することが困難な場合、区独自の方策にて選挙運動用葉書の使用枚数を調査し、請求額と合致するかどうかといった確認行為に努められたい。